

ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバー について健康障害防止措置が義務づけられます

平成27年11月1日から施行・適用（一部に経過措置があります）

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーについても規制が必要とされたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

目次

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）	2
ナフタレンの健康障害防止対策	3
有害性・性状・用途	
容器・包装への表示（ラベル）	
文書の交付等（SDS）	
特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率	
発散抑制措置等	4
作業主任者	5
漏えい防止のための措置等	
その他の措置	6
作業環境測定	
健康診断	7
リフラクトリーセラミックファイバーの健康障害防止対策	8
有害性・性状・用途	
容器・包装への表示（ラベル）	
文書の交付等（SDS）	
特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率	
発散抑制措置等	9
作業主任者	10
特殊な作業等の管理	
その他の措置	11
作業環境測定	12
健康診断	
作業記録の例	13
粉じん障害防止規則等との関連	14
粉じん障害防止規則との整理表	15
問い合わせ先など	16

このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令 特定化学物質障害予防規則→特化則

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文	規制内容	ナフタレン	リフラクトリーセラミックファイバー		
安衛法	57	表示	●		
	57の2	文書の交付	●		
	88	計画の届出	●		
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「管理第二類物質」		
	2の2	適用除外（業務）（右に示す業務においては、この表に示す以下の項目と次ページ以降の特化則に基づく措置は必要ありません。）	● ①液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。②において同じ）からの試料の採取の業務 ● ②液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る） ● ③液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務	● バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く）	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	●	×	
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備	●	●	
	6	4・5条の適用除外	●	●	
	7	局排等の性能	● 抑制濃度10ppm	● 抑制濃度0.3f/cm ³ （5μm以上の繊維）	
	8	局排等の稼働時の要件	●	●	
	9	除じん	●	●	
	12の2	ぼろ等の処理	●	●	
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備）	●	×	
	21	床の構造	●	●	
	22、22の2	設備の改造等の作業	●	●	
	23	退避等	●	×	
	24	立入禁止措置	●	●	
	25	容器等	堅固な容器 第1項	●	●
			容器等への表示と保管 第2,3項	●	●
			空容器の保管上の措置 第4項	●	●
			貯蔵場所の設備 第5項	×	×
	26	救護組織等	●	×	
	27（28）	作業主任者の選任	●	●	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	●	●（31条、34条は×）	
	36	作業環境の測定	実施	●	●
			記録の保存	●30年	●30年
	36の2	測定結果の評価と記録の保存	●30年	●30年	
			管理濃度	10ppm	0.3f/cm ³ （5μm以上の繊維）
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置	●	●	
	37	休憩室	●	●	
	38	洗浄設備	●	●	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	●	
	38の3	掲示	●	●	
	38の4	作業の記録と保存	●30年	●30年	
	38の20	特別規定	×	●（10～11頁参照）	
	39～40の3	健康診断	雇入れ、定期	●	●
			配転後	●	●
			記録の保存	●30年	●30年
	41	健康診断結果の報告	●	●	
	42	緊急診断	特定化学物質 第1項	●	●
			特別有機溶剤等 第2,3項	×	×
	43～45	呼吸用保護具等の備付け	●	●	
	53	記録の報告	●	●	